



Japan Center for a Sustainable Environment and Society

「環境・持続社会」研究センター

〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2 階

Tel: +81-3/3447-9585/9515 Fax: +81-3/3447-9383

E-mail: kishida@jacses.org / jacses@jacses.org URL: www.jacses.org

2004 年 6 月 28 日

独立行政法人 日本貿易保険  
審査部 環境グループ 御中

## インド、Omkareshwar Multipurpose Project

### 環境・社会面の問題による融資の却下に向けた要望書

「環境・持続社会」研究センター 石田恭子

インド、ナルマダ川で計画されているオムカレシュワール多目的プロジェクト (Omkareshwar Multipurpose Project) につき、下記のひじょうに深刻な問題から、日本貿易保険 (NEXI) に融資の要請が来た際にはこれを引き受けないことを、強く要請する。

2004 年 4 月、世界銀行グループの多国間投資保証機関 (MIGA) が、環境・社会面での懸念から融資を却下したことを表明した。NEXI は、『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』において、「日本貿易保険は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し、それらの基準と比較検討して大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。[p4、3. 環境社会配慮の確認手続き (3) 環境レビュー]」と定めたとおり、世界銀行の環境・社会基準に基づき下されたこの判断を十分留意・尊重していただきたい。

#### 1. 環境影響評価 (EIA) の不在

2003 年 11 月に当センターおよびドイツの NGO、URGEWALD で現地調査を行ったところ、オムカレシュワール多目的プロジェクトの実施主体であるナルマダ水力開発公社 (Narmada Hydroelectric Development Corporation: NHDC) では、環境影響評価 (EIA) を作成していなかった (NHDC 環境スタッフ、V.B.Bhatt 氏による)。にもかかわらず、同時点で砂防ダム建設が開始され、そのために第 1 の村 (パンティヤジ村) の強制移転が行われており、プロジェクトは既に開始されていた。

##### 1-1. NEXI ガイドラインへの違反

上記の事態は、NEXI のチェックリスト「12.ダム・貯水池、1. 許認可・説明、(1)EIA および環境許認可」の項目における「EIA レポートは作成済みか。」という第 1 の項目に反する。また、NEXI 『買

貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』[p8、別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(基本的事項)]における、「プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早い段階から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。」という規定に大きく違反する。

インド環境森林省は、1985年に「河川渓谷プロジェクト環境アセスメントガイドライン(“Guidelines for Environmental Assessment of River Valley Projects”)を制定し、1989年改定の際には、環境影響評価(EIA)に必要とされる調査の詳細を定めている。さらに1994年の「環境保護法(“Environmental Protection Act”)では、EIAの作成およびプロジェクト実施前の公聴会の開催を義務付けている。しかし、前述の通りEIAが準備されていないほか、後に詳しく述べるが公聴会も開催されていない。

### 1-2. 国内ガイドラインへの違反

上記から、NEXI『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』[p9、別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(法令、基準、計画等との整合)]における、「プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。」にも違反する。

## 2. 住民移転計画の不在

また、現地調査でさらに明らかになったのは、住民移転計画も作成していないことである(NHPC環境スタッフ、V.B.Bhatt氏による)。

### 2-1. NEXI ガイドラインへの違反

上記の事態は、NEXIのチェックリスト「12.ダム・貯水池、4.社会環境、(1)住民移転」の項目における「住民移転のための調査がなされ、正当な補償、移転後の生活基盤の回復を含む移転計画が立てられるか。」といった項目に反する。また、NEXI『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』[p9、別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(非自発的住民移転)]における、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」にも違反する。

## 3. 公聴会・十分な説明の不在

現地調査を行った移転予定地の12の村々では、誰もプロジェクトの説明に来ておらず、新聞(2003年8月)によりプロジェクトの話を初めて知った、ある住民は説明を受けたいと考えてNHDCにまで1日かけて出向いて行き、プロジェクトの内容およびどこが移転予定地になるのか地図を見せて欲しいと懇願したにもかかわらず、たらい回しにされた挙句、担当者と話さえてもらえなかった、プロジェクトの話を村にしに来た者がいたが、各家屋に印を付けるだけで説明はなく、移転の対象になりたくなければ金銭を寄こすよう恐喝された、などの話を伺った。「公聴会」と呼べるような手続きは行

われていなかった。

### 3 - 1 . NEXI ガイドラインへの違反

上記の事態は、NEXI のチェックリスト「12.ダム・貯水池、1 . 許認可、(1)地域住民への説明」の項目における「プロジェクトの内容および影響について、情報公開も含めて地域住民に適切な説明を行い、理解を得るか。」といった項目に反する。また、NEXI『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』[p9、別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意および社会影響)]における、「プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」にも違反する。

### 3 - 2 . 国内ガイドラインへの違反

(1 - 2 . と同様)

### 3 - 3 . WCD 報告書への違反

上記のような NEXI ガイドラインおよびインド国内法・基準への多くの違反が懸念されるほか、世界銀行や世界自然保護ユニオン (IUCN) が中心となった世界ダム委員会 (WCD) の最終報告書においても、「不利な影響を受ける人々がプロジェクトによってもっとも便益を受ける」こと、および「誰にも拘束されず、事前の段階で、かつ十分に情報を提供された上での同意」等が必要であるという提言がなされており、明らかにこれらにも沿っていない。

## 4 . 人権を抑圧する強制的な移転ならびに不十分な補償

2003 年 8 月に立ち退きが行われたパンティヤジ村では、雨季のさなかの夕方に突然直ちに立ち退くことが要求され、命令に従わなければ、翌日ブルドーザーで家を壊すと脅された。しかも、再定住地が欲しいならば、家の解体を手伝わなければならないと脅されて、一晩中雨の中、家の破壊作業を手伝わされた。その時の精神的ショックから、もと村人のあるお子さんは精神病にもなっている。再定住地のコティ村では、人々は難民キャンプのような状態で暮らしており、飲み水の質も悪く、腹痛を起こす人も多い。これまで農業や漁業で生活を営んできた彼らには、自然資源の少ない再定住地で新たに得られる職も僅かで、将来の生活の見通しのない不安な生活が余儀なくされている。このまま貯蓄が尽きてしまうと開発難民となりかねない状態である。

### 4 - 1 . NEXI ガイドラインへの違反

上記の事態は、NEXI『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』[p9、別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意および社会影響)]における、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に

要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。」に大きく違反する。

オムカレシュワール多目的プロジェクトが位置するマディア・プラデッシュ州では、1989年に制定された「ナルマダ・プロジェクトによる剥奪者のための再定住政策」(“Rehabilitation Policy for the Oustees of the Narmada Projects”)の中で、ナルマダ・プロジェクトによって土地を失う農民には、土地を補償する(“land for land compensation”)ことが権利付与されている。しかし、現実はこの反して、住民たちにはこうした政策が存在することすら知らされておらず、恐喝されて強制的に移住を迫られた上、土地は与えられず、十分でない現金補償金を受け取ることが強要されていた。また、立ち退きの補償額の銀行での受け渡しでは中間搾取を恐喝され、手元に残る額を大幅に失うという困難もつきまとっている。

#### 4-2. 国内ガイドラインへの違反 (1-2.と同様)

### 5. 少数民族への配慮の不在

水没地域の約30-50%が先住民族(“Adivasi”)であり、インド憲法において特別保護を受けるよう処遇されている部族である。また、マディア・プラデッシュ州の「ナルマダ・プロジェクトによる剥奪者のための再定住政策」では、特に、先住民族が土地の補償を必要としない場合は、負の影響を被らないことを証明しなくてはならない、ということが定められている。しかし、このような先住民族に対する特別の配慮は何も見られない。

#### 5-1. NEXI ガイドラインへの違反

上記の事態は、NEXIのチェックリスト「12.ダム・貯水池、4.社会環境、(5)」の項目における「少数民族、先住民族の文化、生活様式への影響を軽減する配慮がなされるか。」といった項目に反する。また、NEXI『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』[p9、別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(社会的合意および社会影響)]における、「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」にも違反する。

### 6. 生態系への影響

プロジェクトにより、約5,829ヘクタールの森林が水没するとされているが、この森林には鹿や虎など多くの動物が住み、約130種類の鳥が住む、「保護林」と指定されている地域も含まれる。インド野生生物機構(Wildlife Institute of India)は、この地域がナルマダ川の中でも最古の原生林のひとつであり、こうした地域の消失が、地域の残りの森林へも大きなダメージを与え“根本的な変化をもたらしてしまう”と警告している。

#### 6-1. NEXI ガイドラインへの違反

上記の事態は、NEXI のチェックリスト「12.ダム・貯水池、3. 自然環境、(2)生態系」の項目における「 サイトは原生林、熱帯の自然林、生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等）を含まないか。」といった項目に反する。また、NEXI『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』[p8、別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（社会的合意および社会影響）]における、「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」にも適合し得る。

## 7. 文化遺産への影響

オムカレシュワール町には、ヒンズー教・シバ神の 12 ジョーティリンガムのひとつであるオムカレシュワール寺院があり、歴史的に多くの巡礼者がこの地を訪れてきた。「オム」とは、ヒンドゥーの聖なる鳥を表しており、ナルマダ川の中に浮かぶこの島の形が「オム」に似ているとされている。またナルマダ川は、シバ神が山の上で瞑想したその汗が流れたものとして考えられている神聖な川とされている。この地域に暮らす住民にとって立ち退きを要求されることは、オムカレシュワール寺院およびナルマダ川とともに営んできた長年の地域文化に深い影響を及ぼすこととなる。

### 7-1 . NEXI ガイドラインへの違反

上記の事態は、NEXI のチェックリスト「12.ダム・貯水池、4. 社会環境、(2)文化遺産」の項目における「 プロジェクトにより、考古学的、歴史的、文化的、宗教的に貴重な遺産、史跡等を損なわないか。また、当該国の国内法上定められた措置が考慮されるか。」といった項目に反する可能性が高い。また、6-1 . と同様に、NEXI『貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン』[p8、別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（社会的合意および社会影響）]における、「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」にも適合し得る。

以上

CC. 経済産業省

貿易経済協力局

通常金融・経済協力課 御中